

労審発第 1630 号

令和 6 年 9 月 27 日

厚生労働大臣

武見 敬三 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 6 年 9 月 24 日付け厚生労働省発職 0924 第 2 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和6年9月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 山川 隆一

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

令和6年9月24日付け厚生労働省発職 0924 第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。